

平成25年7月11日
健康福祉政策課

公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する
報酬等の支給の基準の変更について

1 変更の趣旨

「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「職員の給与の特例に関する条例」の趣旨を踏まえ、公立大学法人青森県立保健大学理事長の報酬を減額する。

2 変更内容

(1) 公立大学法人青森県立保健大学役員及び職員の報酬等の特例に関する規程（平成25年7月1日施行）

公立大学法人青森県立保健大学理事長の報酬を、次のとおり減額する。

・給料月額

減額前の給料月額から、減額前の給料月額に9.71%を乗じて得た額を減ずる。

・期末・勤勉手当額

減額前の額から、減額前の額に10%を乗じて得た額を減ずる。

・減額の期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) 公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程（平成25年6月26日改正）

従来の理事長に係る給料の減額（△5%）の期間を、次のとおり変更する。

・変更前

平成24年6月1日から平成26年3月31日まで

・変更後

平成24年6月1日から平成25年6月30日まで

公立大学法人青森県立保健大学役員及び職員の報酬等の特例に関する規程

平成 25 年 7 月 1 日
規 程 第 206 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程（平成 20 年規程第 81 号。以下「役員報酬等規程」という。）第 1 条に規定する役員及び公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程（平成 20 年規程第 57 号。以下「給与規程」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課総括担当設置要綱及び公立大学法人青森県立保健大学事務局地域連携推進課総括担当設置要綱の適用を受ける職員（以下「総括担当職員」という。）並びに公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員就業規則（平成 20 年規程第 88 号。）第 2 条第 2 号及び同条第 3 号の規定に基づき採用された非常勤職員のうち専門的資格又は知識を有する者（以下「専門職非常勤職員」という。）の報酬及び給与等の特例を定めるものとする。

(役員等の報酬の特例)

第 2 条 この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における役員報酬等規程第 4 条第 1 項の規定による理事長の給料月額、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から当該給料月額に 100 分の 9.71 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 特例期間における役員報酬等規程第 6 条の規定による理事長に支給される期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 7.18 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

3 特例期間における役員報酬等規程第 6 条の 2 の規定による理事長に支給される勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 7.18 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

4 特例期間における役員報酬等規程第 7 条の規定による非常勤役員手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 9.71 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

5 特例期間における役員報酬等規程第 9 条第 1 項の規定による役員手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(給料表の適用を受ける職員の給与の特例)

第 3 条 特例期間における給与規程第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同条から第 10 条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に当該職員に適用される次の表の給料表欄及び職務の級欄の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、これらの規定による給料月額とする。

- (1) 給与規程の規定による手当の額
- (2) 給与規程第 25 条、公立大学法人青森県立保健大学職員育児休業等規程（平成 20 年規程第 73 号。以下「育児休業等規程」という。）第 17 条第 1 項第 3 号及び同規程第 18 条の規定による勤務しない 1 時間につき減額する額
- (3) 給与規程第 29 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額
- (4) 公立大学法人青森県立保健大学職員退職手当規程（平成 20 年規程第 80 号）の規定による退職手当の額

給料表	職務の級	割合
事務職給料表	7 級以上	100 分の 9.71
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.71
	2 級以下	100 分の 4.71
教育職給料表	4 級	100 分の 9.71

	2 級及び 3 級	100 分の 7.71
	1 級	100 分の 4.71

- 2 特例期間における給与規程第 16 条の規定による管理職手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 特例期間における給与規程第 30 条の規定による期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 7.18 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 4 特例期間における給与規程第 33 条の規定による勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 7.18 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(給与の減額の特例)

第 4 条 特例期間における職員の給与規程第 25 条、育児休業等規程第 17 条第 1 項第 3 号及び同規程第 18 条の規定による勤務しない 1 時間につき減額する額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の特例)

第 5 条 特例期間における職員の給与規程第 29 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(総括担当職員の給与の特例)

第 6 条 特例期間における公立大学法人期限付職員就業規則(平成 20 年規程第 87 号。以下「期限付職員就業規則」という。)第 9 条第 2 項の規定による総括担当職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から当該給料月額に 100 分の 4.71 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- 2 特例期間における期限付職員就業規則第 9 条第 3 項の規定による期末手当の額は、同項の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 7.18 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 特例期間における期限付職員就業規則第 11 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 4.71 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(専門職非常勤職員の給与の特例)

第 7 条 特例期間における公立大学法人非常勤職員就業規則(平成 20 年規程第 88 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)第 9 条第 2 項の規定による専門職非常勤職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から当該給料月額に 100 分の 4.71 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- 2 特例期間における非常勤職員就業規則第 10 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に 100 分の 4.71 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

○公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 (職員の給与に関する特例的減額)</p> <p>2 職員の平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間における給料月額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び管理職手当の区分が 1 類の職を占める職員 100 分の 5</p> <p>(2) 前号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が 2 類の職を占めるもの 100 分の 4</p> <p>(3) 前 2 号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が 2 類の 2 から 5 類までのうち、いずれかの職を占めるもの 100 分の 3</p> <p>附 則 この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 (職員の給与に関する特例的減額)</p> <p>2 職員の平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び管理職手当の区分が 1 類の職を占める職員 100 分の 5</p> <p>(2) 前号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が 2 類の職を占めるもの 100 分の 4</p> <p>(3) 前 2 号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が 2 類の 2 から 5 類までのうち、いずれかの職を占めるもの 100 分の 3</p>

公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 81 号
(最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 理事長の報酬は、給料、通勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

3 職員を兼務する常勤の役員（理事長を除く。以下「職員兼務役員」という。）の報酬は、役員手当とする。ただし、当該職員が公立大学法人青森県立保健大学再雇用職員就業規則（平成 20 年規程第 86 号）附則第 2 項に規定する者の場合にあつては、役員手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 理事長及び職員兼務役員報酬の支給方法は、給料、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当については公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程（平成 20 年規程第 57 号。以下「給与規程」という。）に定める職員の例によるものとし、役員手当については給与規程に定める職員の管理職手当の例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員報酬の支給日は、非常勤の役員が執務を行った日とする。

(給料月額)

第 4 条 理事長の給料月額は、次に定めるとおりとする。

号給	給料月額
1	720,000円
2	776,000円
3	834,000円
4	912,000円
5	984,000円

2 前項に定める理事長の給料月額は、役員会の議を経て理事長が決定する。

(通勤手当等)

第 5 条 理事長の通勤手当及び寒冷地手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、給与規程に定める職員の例による。

(期末手当)

第 6 条 理事長の期末手当は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍する場合に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し又は死亡した場合にあつては、退職し又は死亡した日現在）において理事長が受けるべき給料月額に、給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 57.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 72.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規程に定める職員の期末手当の例によるものとする。

(勤勉手当)

第6条の2 理事長の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し又は死亡した場合にあっては、退職し又は死亡した日現在）において理事長が受けるべき給料月額に、100分の77.5を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、給与規程に定める職員の勤勉手当の例によるものとする。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額30,000円

(2) 監事 日額30,000円

(非常勤の役員の通勤手当)

第8条 非常勤の役員の通勤手当は費用弁償とし、その支給額及び支給に関しては、公立大学法人青森県立保健大学旅費規程（平成20年規程第79号）に定める職員の例による。

(役員手当)

第9条 役員手当の額は、月額30,000円とする。ただし、管理職手当を支給されている職員兼務役員で、当該管理職手当と役員手当の合算額が104,200円を超える場合には、104,200円から当該管理職手当の額を差し引いた額を支給するものとする。

2 職員が月の途中で職員兼務役員となり、又は職員兼務役員でなくなった場合においては、役員である日数に応じて日割りにより役員手当を支給する。

(退職手当)

第10条 役員（理事長及び次条の規定に該当する役員を除く。）に対する退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて理事長となった場合（公立大学法人青森県立保健大学職員退職手当規程（平成20年規程第80号。以下「退職手当規程」という。）に基づく退職手当を支給されないで理事長になった場合に限る。）におけるその者の理事長としての引き続いた在職期間は、職員から引き続いて理事長となったときにおけるその者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 理事長が退職（解任及び死亡を含む。）した場合の退職手当の額は、理事長としての引き続いた在職期間を退職手当規程第7条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当はその者に支給する。この場合において、退職手当規程第3条から第5条までに規定する給料月額は、理事長が退職した日における給料月額とし、同規程第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分は、理事長の給料月額と同額の給与規程の指定職給料表の号給の給料月額に応じたものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び同条第3項の規定により解任されたとき並びに引き続いて職員となったときは、退職手当は支給しない。

(青森県職員から常勤の役員となった者に係る退職手当の特例)

第11条 青森県職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の青森県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて青森県職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、当該退職の日に青森県職員に復帰し青森県職員として退職したものと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例（昭和28年12月青森県条例第62号。以下「退職手当条例」という。）を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当はその者に支給する。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における青森県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

（退職手当の支払）

第12条 退職手当の支払については、退職手当規程第2条の3の規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位等）

第13条 第10条第3項及び第11条第3項の規定により退職手当が支給されることとなる者が死亡により退職した場合には、この規程による退職手当は、その遺族に支給することとし、当該遺族の範囲及び順位等については、退職手当規程第2条の2の規定を準用する。

（退職手当の支給制限及び返納）

第14条 退職手当の支給制限及び返納の取扱いについては、退職手当規程第9条から第15条までの規定を準用する。

（端数の処理）

第15条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（理事長の給与の特例）

2 理事長の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における給料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に100分の6を乗じて得た額を減じて得た額（期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（理事長の給与の特例）

2 理事長の平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額（期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。）とする。

附 則

1 この規程は、平成21年5月28日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第6条の2第2項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の75」と、第6条の2第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、前項及び第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額

(2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 2 項中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 75」と、第 6 条の 2 第 2 項中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 75」とする。

3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、前項及び第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.13 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額

(2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.13 を乗じて得た額
附 則

1 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.4 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額

(2) 平成 23 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額
附 則

改正 平成 25 年 6 月 26 日役員会

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(理事長の給与の特例)

2 理事長の平成 24 年 5 月に支給する給料月額、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。

3 理事長の平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間における給料月額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 12 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の適用については、第 6 条第 2 項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準について

1 地方独立行政法人に定める手続（第56条第1項において準用する第48条及び第49条）

公立大学法人 役員に対する報酬等の支給基準を定め、知事に届出、公表

↓

設立団体の長（知事） 役員に対する報酬等の支給基準を評価委員会に通知

↓

評価委員会 役員に対する報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかについて知事に意見を申し出ることができる。

<参考> 地方独立行政法人法（抜粋）

（役員報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程における理事長に対する報酬の経緯

(1) 報酬の考え方

平成 20 年度の保健大学の法人化に当たり、職員に対しては、法人化後においても法人化前と同等の処遇を行うことを基本方針として、各種制度の枠組みを決定したところである。

学長の給与については、法人化前は職員の給与に関する条例（昭和 26 年青森県条例第 37 号。以下「給与条例」という。）指定職給料表が適用されてきたところであるが、法人化に伴い学長が理事長の兼務職となるに当たり、基本方針に従い法人化前と同等の処遇を行うこととし、給与条例で定める指定職給料表が準拠していた一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）に規定する指定職俸給表に準じて給料表を定めたものである。

(2) これまでの改正の経緯

給 料	通勤手当	寒冷地 手 当	期末特別手当、 期末手当・勤勉手当、退職手当
平成 20 年 4 月 1 日制定			
<ul style="list-style-type: none"> 給料月額は、1 号給（728,000 円）から 5 号給（994,000 円）までの範囲内で定める号給とする。 平成 20 年度中、公立大学法人化前と同じ特例的減額（△6%）を行う。 	職員の通勤手当の例による。	職員の寒冷地手当の例による。	○期末特別手当 公立大学法人化前の学長と同じ支給割合 （6 月期） 160/100 （12 月期） 170/100
平成 21 年 4 月 1 日改正			
県職員（管理職）の新たな特例的減額（△5%）に準じ、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。	従前のおり	従前のおり	従前のおり
平成 21 年 5 月 28 日改正			
従前のおり	従前のおり	従前のおり	指定職俸給表適用職員に係る人事院勧告の趣旨を踏まえ、「期末特別手当」を、「期末手当及び勤勉手当」に改める。 （6 月期） 期末手当 75/100 勤勉手当 85/100 ※H21.6 月期限定 期末手当 70/100 勤勉手当 75/100 （12 月期） 期末手当 85/100 勤勉手当 85/100

給 料	通勤手当	寒冷地 手 当	期末特別手当 期末手当・勤勉手当、退職手当
平成21年12月1日改正			
<p>県人事委員会及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、給料月額を引き下げる。 ・1号給（726,000円）から5号給（991,000円）までの範囲内で定める号給とする。 ※県職員（管理職）の新たな特例的減額（△5%）に準じた平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料の5%減額については従前のおおりのとおり。</p>	従前のおおりのとおり	従前のおおりのとおり	<p>県人事委員会及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる。 （6月期） 期末手当 65/100 勤勉手当 80/100 ※H21.6月期限定 期末手当 70/100 勤勉手当 75/100 （12月期） 期末手当 80/100 勤勉手当 80/100 ※H21.12月期限定 期末手当 75/100 勤勉手当 85/100</p>
平成22年12月1日改正			
<p>県人事委員会及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、給料月額を引き下げる。 ・1号給（724,000円）から5号給（989,000円）までの範囲内で定める号給とする。 ※県職員（管理職）の新たな特例的減額（△5%）に準じた平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料の5%減額については従前のおおりのとおり。</p>	従前のおおりのとおり	従前のおおりのとおり	<p>県人事委員会及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる。 （6月期） 期末手当 62.5/100 勤勉手当 77.5/100 （12月期） 期末手当 77.5/100 勤勉手当 77.5/100 ※H22.12月期限定 期末手当 77.5/100 から4月以降の引下額相当分を減額</p>
平成23年12月1日改正			
<p>県人事委員会及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、報酬を引き下げる。 ・1号給（720,000円）から5号給（989,000円）までの範囲内で定める号給とする。 ※県職員（管理職）の新たな特例的減</p>	従前のおおりのとおり	従前のおおりのとおり	<p>従前のおおりの ※H23.12月期限定 期末手当 77.5/100 から4月以降の引下額相当分を減額</p>

額（△5%）に準じた平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料の5%減額については従前のおり。			
給料	通勤手当	寒冷地手当	期末特別手当 期末手当・勤勉手当、退職手当
平成24年5月1日改正			
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで県職員（管理職）の給料が特例減額（△5%）されることに準じ、平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額を5%減額する。 ※H24.5月給料限定 H24.4月給料に係る減額相当額と合わせて10%減額	従前のおり	従前のおり	従前のおり
平成24年12月1日改正			
県人事委員会勧告の内容を踏まえ、期末手当の支給率を引き下げる。	従前のおり	従前のおり	県人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 （6月期） 期末手当 57.5/100 （12月期） 期末手当 72.5/100
平成25年4月1日改正			
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退職手当の調整率を引き下げる。	従前のおり	従前のおり	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退職手当の調整率を段階的に引き下げる。 H25.4.1～ 98/100 H25.12.31 H26.1.1～H26.9.30 92/100 H26.10.1以降 87/100

(3) 今回の改正

給 料	通勤手当	寒冷地 手 当	期末特別手当 期末手当・勤勉手当、退職手当
平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで県職員（特別職）の給料が減額（△9.71%）されることに準じ、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 9.71%減額する。	従前の とおり	従前の とおり	職員の給与の特例に関する条例の趣旨に基づき、下記のとおり期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる。 従前の額に 7.18/100 を乗じた分を減額